

和福障第3014号
令和4年3月29日
(2022年)

障害児通所支援事業所 管理者 様

和歌山市長 尾花 正啓
(公 印 省 略)

従業者の職種、員数及び職務の内容の変更に係る届出等について

平素は本市障害福祉行政に多大なご尽力を賜りありがとうございます。

標記につきまして、令和4年4月1日時点の従業者の職種、員数及び職務の内容の変更に係る届出等について、下記の内容をご確認いただき、対象となる事業所においては、所定の期日まで必要書類をご提出いただきますようお願いいたします。

1. 提出期限 令和4年4月15日(金)(郵便の場合は当日消印有効)
2. 提出方法 郵送または持参

3. 各種届出について

【I】従業者の員数等の変更に係る届出について(令和4年4月1日時点)

(1) 対象事業所

児童発達支援(センター含む)、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

(2) 提出書類

令和4年4月1日時点の従業者の職種、員数及び職務の内容について、令和3年4月1日時点または直近の届出時点と比較して変更がある場合は、下記の書類を提出してください。

- ①指定障害児通所支援事業者指定内容変更届出書(別記様式第3号)
- ②指定に係る記載事項 付表(サービス種別に対応したもの)
- ③勤務形態一覧表(参考様式7)及び組織体制図(参考様式7別紙)
- ④資格者証の写し(必要に応じて氏名の変更が分かる書類を添付)
- ⑤実務経験証明書(児童指導員は参考様式4-2、児童指導員以外は参考様式4-1)

【児童指導員等で資格要件を実務経験をもって満たす場合に必要】

- ⑥雇用契約書の写し
- ⑦運営規程

※④から⑥については、令和3年度中に新しく雇用した方や、氏名等に変更があった方がいる場合に提出してください。

【II】「虐待防止のための措置に関する事項」の記載変更による運営規程の変更届について

(1) 対象事業所

児童発達支援(センター含む)、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の事業所であって、運営規程に虐待の防止のための対策を検討する委員会(虐待防止委員会)の設置を記載していない事業所

(2) 提出書類

- ①指定障害児通所支援事業者指定内容変更届出書（別記様式第3号）
- ②運営規程

「虐待の防止のための措置に関する事項」の記載について

令和3年度報酬改定により、運営規程における「虐待の防止のための措置に関する事項」の記載に関する内容に変更がありました。以下の文例を参考にして作成をし、運営規程の変更の届出を行ってください。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第〇条 事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定
- (2) 苦情解決体制の整備
- (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止委員会）の設置

※運営規程における従業者の員数について、置くべきとされている員数を満たす範囲において、「サービス提供時間を通じて〇人以上（うち1人以上は常勤専従）」と記載することを可とします。なお、重要事項説明書における員数の表記についても同様の取り扱いを可とします。

【Ⅲ】令和3年度平均利用者算定表【参考様式9】

下記のとおり、対象となる事業所はご提出ください。

児童発達支援（センター含む）、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

4. 様式について

各種様式につきましては、下記のとおり和歌山市ホームページ内に掲載しておりますので、各自で確認してください。

各種様式：

障害児通所支援事業の指定・変更・休廃止等各種様式ダウンロード（ページ番号 1024651）

和歌山市 HP トップページ>暮らし>申請書ダウンロード>福祉>事業所の指定・登録関係>障害児通所支援事業の指定・変更・休廃止等各種様式ダウンロード

〒640-8511 和歌山市七番丁 23 番地

和歌山市福祉局社会福祉部

障害者支援課 指定審査グループ

事業所指定担当

TEL：073-435-1060

FAX：073-431-2840